

平成24年6月7日

国土交通大臣 殿

## 地域型住宅ブランド化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅ブランド化事業の適用を申請します。  
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称: 県産材100%住宅『よこての森を育む家』

グループの名称: 『よこての森を育む家』普及推進協議会

(グループ代表者)

代表者名: 下々村 正樹 印

代表者所属先: 三又建設株式会社

代表者住所: 秋田県横手市山内三又字落合10-1

電話番号: 0182-53-5021

(グループ事務局)

事務局事業者名: 三又建設株式会社

事務局担当者名: 高荒 宏一 印

事務局住所: 秋田県横手市大沢字西野25 三又建設(株)横手営業所

事務局電話番号: 0182-32-4706

事務局FAX: 0182-32-4719

事務局担当者E-mail: [yokote@cs-mitsumata.co.jp](mailto:yokote@cs-mitsumata.co.jp)

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 県産材100%住宅『よこての森を育む家』		(地域型住宅供給対象地域) 秋田県全域	
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 『よこての森を育む家』普及推進協議会		(結成年月) 平成24年5月	
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 秋田スギ	(産地) 秋田県平鹿・雄勝・由利・仙北地域	(認証制度等) 合法木材、乾燥秋田スギ認証製品	
4. グループ代表者名 (必須)	下々村 正樹	5. グループ代表者の所属先 (必須)	三又建設(株)	
6. グループ事務局事業者名 (必須)	三又建設(株)	7. グループ事務局事業者所在地 (必須)	秋田県横手市大沢字西野25 三又建設(株)横手営業所	
8. グループ事務局事業者TEL (必須)	0182-32-4706	9. グループ事務局事業者FAX (必須)	0182-32-4719	
10. グループ事務局担当者名 (必須)	高荒 宏一	11. グループ事務局担当者E-mail (必須)	yokote@cs-mitsumata.co.jp	
12. グループ構成員 (必須)				
	事業者名	代表者名	所在地	平成23年(1月～12月)実績
I. 原木供給		構成員数: 2		地域材(丸太)供給量(m <sup>3</sup> )
I-1	横手市森林組合	0	横手市山内土淵字小目倉沢34-8	11,782 m <sup>3</sup>
I-2	三又建設(株)	0	横手市山内三又字落合10-1	200 m <sup>3</sup>
II. 製材・集成材製造・合板製造		構成員数: 2		生産量
II-1	三又建設(株)	0	横手市山内三又字落合10-1	うち該当地域材
II-2	(株)ウッディさんない	0	横手市山内土淵字小目倉沢34-8	300 m <sup>3</sup> 90 m <sup>3</sup>
II-3	0	0	0	50 m <sup>3</sup> 5 m <sup>3</sup>
II-4	0	0	0	0 m <sup>3</sup> 0 m <sup>3</sup>
III. 建材(木材)流通		構成員数: 3		木材供給量
III-1	高英フォレスト(株)	0	仙北郡美郷町六郷字小安門86-1	うち該当地域材
III-2	山二建築資材(株)	0	秋田市御所野湯本三丁目1-5	1,000 m <sup>3</sup> 56 m <sup>3</sup>
IV. プレカット		構成員数: 1		プレカット戸数
IV-1	(株)高英	0	江東区三好3-2-25	うち長期優良住宅
IV-2	0	0	0	217 戸 3 戸
V. 設計		構成員数: 3		木造住宅設計戸数
V-1	(有)久米一級建築設計事務所	0	横手市平和町6-3	うち長期優良住宅
V-2	(有)ミツイ設計	0	横手市清川町13-16	15 戸 3 戸
V-3	篠木建築・構造設計事務所	0	横手市前郷一番町1-15	10 戸 2 戸
VI. 施工		構成員数: 10		元請の新築住宅供給戸数
(元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上含まれることとする)		被災地		うち木造の長期優良住宅
VI-1	(株)半田工務店	0	横手市安田字堰端9-1	平成23年実績 直近3年平均
VI-2	小野寺建築(有)	0	横手市平鹿町樽見内字小豆田316-1	7 戸 7 戸 3 戸 2 戸
VI-3	大類工務店	0	横手市増田町吉野字向野78	4 戸 5 戸 2 戸 1 戸
VI-4	(名)鈴木組	0	横手市大雄字上田村5-1	4 戸 4 戸 0 戸 0 戸
VI-5	(有)菊池建築	0	横手市大森町八沢木字太田17-3	3 戸 3 戸 1 戸 0 戸
VI-6	(有)黒沢工務店	0	横手市横手町字三ノ口19-1	3 戸 3 戸 0 戸 0 戸
VI-7	久米工務店	0	横手市朝倉町7-50	2 戸 2 戸 1 戸 0 戸
VI-8	藤井建設(株)	0	横手市横手町字三ノ口29	2 戸 2 戸 0 戸 0 戸
VI-9	三又建設(株)	0	横手市山内三又字落合10-1	1 戸 1 戸 0 戸 0 戸
VI-10	石沢工務店	0	横手市山内三又字貝沢47	0 戸 1 戸 0 戸 0 戸
VI-11	0	0	0	0 戸 0 戸 0 戸 0 戸
VI-12	0	0	0	0 戸 0 戸 0 戸 0 戸
VII.		構成員数: 〇〇		0
VII-1	0	0	0	0
VIII.		構成員数: 〇〇		0
VIII-1	0	0	0	0

- 注1) <様式2-1-2>は<様式2-1-1>とリンクが組まれています。グループ構成員は<2-1-2>に記入してください。
- 注2) 業種(I、II...)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上)による体制としてください。
- 注3) VI. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成21年から23年の3カ年における1年当たりの平均を記載して下さい。
- 注4) 業種(I、II...)毎に、平成23年(1月～12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。
- 注5) I～VI以外の業種の構成員がある場合は、VII以降に記載してください。
- 注6) 国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない(グループ構成員として記載できない)が、地域材の調達手続きが明確な場合は、その旨を様式2-2において説明してください。
- 注7) ※「被災地」については、「施工」の事業者の主たる事業所(本店)が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」に存する場合、○を付けて下さい。
- 参照: 内閣府HP (<http://www.bousai.go.jp/2011jyosei-tokutei.html>)

<グループ構成員記入用リスト>

注1 <様式 2-1-2>

注2		注3			注4		平成23年(1月~12月)実績				被災地	
県番号	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号	構成員数	地域材(丸太)供給量(m <sup>3</sup> )	生産量	うち該当地域材	プレカット戸数		うち長期優良住宅
<b>I. 原木供給</b>												
構成員数: 2												
5	I-1	横手市森林組合		横手市山内土淵字小目倉沢34-8			11,782					
5	I-2	三又建設(株)		横手市山内三又字落合10-1			200					
	I-3											
	I-4											
	I-5											
	I-6											
	I-7											
	I-8											
	I-9											
	I-10											
<b>II. 製材・集成材製造・合板製造</b>												
構成員数: 2												
5	II-1	三又建設(株)		横手市山内三又字落合10-1			300		90			
5	II-2	(株)ウッディさんない		横手市山内土淵字小目倉沢34-8			50		5			
	II-3											
	II-4											
	II-5											
	II-6											
	II-7											
	II-8											
	II-9											
	II-10											
<b>III. 建材(木材)流通</b>												
構成員数: 3												
5	III-1	高英フォレスト(株)		仙北郡美郷町六郷字小安門86-1			1,000		56			
5	III-2	山二建築資材(株)		秋田市御所野湯本三丁目1-5			550		46			
5	III-3	三又建設(株)		横手市山内三又字落合10-1			400		90			
	III-4											
	III-5											
	III-6											
	III-7											
	III-8											
	III-9											
	III-10											
<b>IV. プレカット</b>												
構成員数: 1												
13	IV-1	(株)高英		江東区三好3-2-25			217		3			
	IV-2											
	IV-3											
	IV-4											
	IV-5											
	IV-6											
	IV-7											
	IV-8											
	IV-9											
	IV-10											
<b>V. 設計</b>												
構成員数: 3												
5	V-1	(有)久米一級建築設計事務所		横手市平和町6-3			15		3			
5	V-2	(有)ミツイ設計		横手市清川町13-16			10		2			
5	V-3	篠木建築・構造設計事務所		横手市前郷一番町1-15			3		3			
	V-4											
	V-5											
	V-6											
	V-7											
	V-8											
	V-9											
	V-10											
<b>VI. 施工</b> (元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上含まれることとする)												
構成員数: 10							元請の新築住宅供給戸数				うち木造の長期優良住宅	被災地
							平成23年実績	直近3年平均	平成23年実績	直近3年平均		
5	VI-1	(株)半田工務店		横手市安田字堰端9-1			7	7	3	2		
5	VI-2	小野寺建築(有)		横手市平鹿町樽見内字小豆田316-1			4	5	2	1		
5	VI-3	大類工務店		横手市増田町吉野字向野78			4	4	0	0		
5	VI-4	(名)鈴木組		横手市大雄字上田村5-1			3	3	1	0		
5	VI-5	(有)菊池建築		横手市大森町八沢木字太田17-3			3	3	0	0		
5	VI-6	(有)黒沢工務店		横手市横手町字三ノ口19-1			2	2	1	0		
5	VI-7	久米工務店		横手市朝倉町7-50			2	2	0	0		
5	VI-8	藤井建設(株)		横手市横手町字三ノ口29			2	2	0	0		
5	VI-9	三又建設(株)		横手市山内三又字落合10-1			1	1	0	0		
5	VI-10	石沢工務店		横手市山内三又字貝沢47			0	1	0	0		
	VI-11											
	VI-12											
	VI-13											
	VI-14											
	VI-15											
	VI-16											
	VI-17											
<b>VII.</b>							構成員数: 〇〇					
	VII-1											
	VII-2											
	VII-3											
	VII-4											
<b>VIII.</b>							構成員数: 〇〇					
	VIII-1											
	VIII-2											
	VIII-3											
	VIII-4											

注1) <様式2-1-2>はく様式2-1-1>とリンクが組まれています。グループ構成員はく2-1-2>に記入してください。

注2) 県番号は、次のワークシートを参照してください。

注3) 郵便番号は、半角文字で、ハイフン付きで入力してください。(例: 000-0000)

注4) 電話番号は、半角文字でハイフンやかっこを入れずに入力してください。(例: 00000000000)

注5) 業種(I、II...)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上)による体制としてください。

注6) VI. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成21年から23年の3カ年における1年当たりの平均を記載して下さい。

注7) 業種(I、II...)毎に、平成23年(1月~12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。

注8) I~VI以外の業種の構成員がある場合は、VII以降に記載してください。

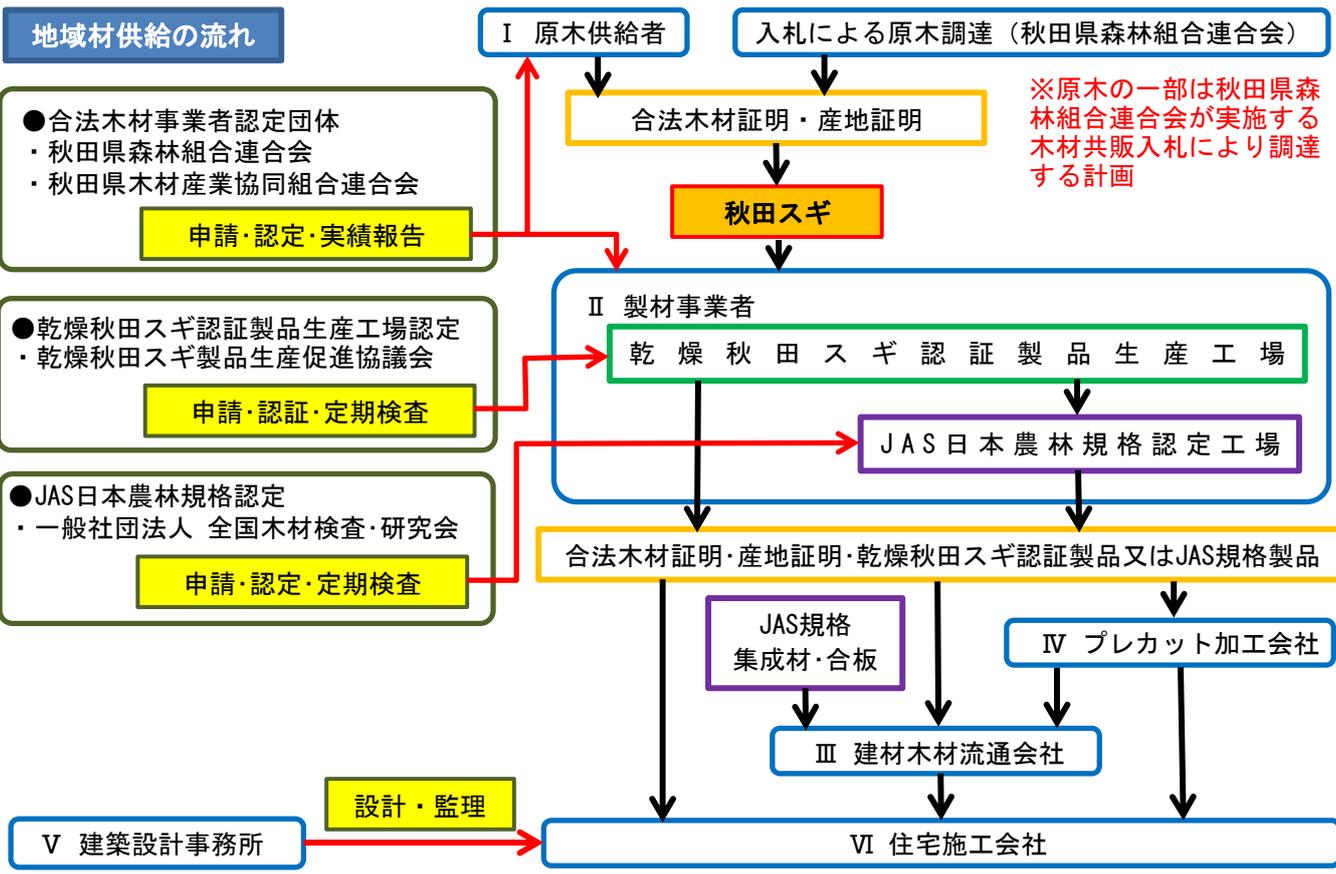
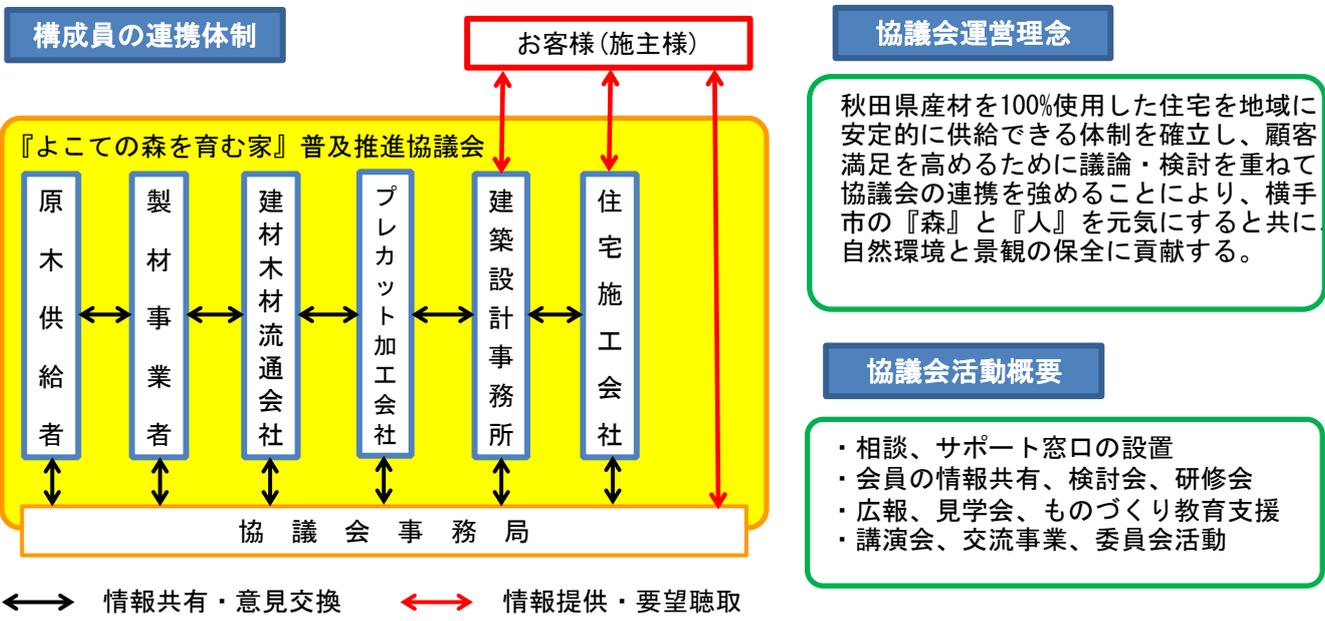
注9) 国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない(グループ構成員として記載できない)が、地域材の調達手続きが明確な場合は、その旨を様式2-2において説明してください。

注10) ※「被災地」については、「施工」の事業者の主たる事業所(本店)が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」に存する場合、○を付けて下さい。  
参照: 内閣府HP(<http://www.bousai.go.jp/2011jyousei-tokutei.html>)

注11) 施工が少ない場合は、P-2~P-5を削除してください。

注12) 行が不足する場合は、行末に追加して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 県産材100%住宅『よこての森を育む家』	(地域型住宅供給対象地域) 秋田県全域
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 『よこての森を育む家』普及推進協議会	(結成年月) 平成24年5月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 秋田スギ	(産地) 秋田県平鹿・雄勝・由利・仙北地域
		(認証制度等) 合法木材、乾燥秋田スギ認証製品
4. 構成員の連携体制や、地域材供給の流れ等のフロー図等 (必須)		



注1) 構成員の連携体制や、地域材供給の流れ等について、フロー図等を用いてわかりやすく説明してください。

注2) 原則として、1枚に収めてください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 県産材100%住宅『よこての森を育む家』	(地域型住宅供給対象地域) 秋田県全域
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 『よこての森を育む家』普及推進協議会	(結成年月) 平成24年5月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 秋田スギ	(産地) 秋田県平鹿・雄勝・由利・仙北地域
(認証制度等) 合法木材、乾燥秋田スギ認証製品		
4. 地域型住宅に使用する地域材の選定に当たっての考え方 (必須)		
<p>地域材は次の理由から、合法的に伐採された秋田県平鹿・雄勝・本荘由利・仙北地域産の乾燥秋田スギ認証を受けたスギ材とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 構成員の原木供給者と製材事業者は合法木材供給事業者認定を受けており、合法性の証明された木材製品を供給している。</li> <li>2 乾燥秋田スギ認証制度は、秋田県内において、当該認証制度に16社の製材工場が参加し、供給体制も確立しており、認証 制度認定団体への月1回の製材出荷品の検査書類の提出義務により、産地や品質が確認できる。</li> <li>3 秋田県産材のうち平鹿・雄勝・由利・仙北地域のスギは、寒冷な気候下で育成したスギは、全体的に目が詰まっていて、比較的高い強度を示す傾向にあり、横架材としても利用可能な物も多い。また乾燥秋田スギ認証制度は製材等の寸法・含水率・生産者の表示 制度を含んでおり、品質・性能・寸法・含水率などが明確で、設計者や工務店等にとって扱いやすい製品となっている。</li> <li>4 秋田県の乾燥秋田スギ認証制度は、秋田県及びあきた県産材利用センターが主体となって行われている制度であり、県民はもとより、潜在的な顧客への広報活動においてもの公共性・信頼性の高さをアピールできる。また、これらの団体の協力により、『よこての森を育む家』の普及推進が加速され、より強固な連携体制が期待できる。</li> <li>5 構成員の製材事業者は乾燥秋田スギ認証製品生産工場であり、製品の普及に積極的に取り組んでいる。</li> <li>6 現在の原木供給において、通年の横手市産材（秋田県平鹿地域）だけの使用は困難であり、近接した地域を産地とするスギ材も使用する。年々横手市産材の使用率の向上を図り、森林の育成に貢献したいと考えている。</li> </ol>		
5. 地域型住宅の特性に応じ、必然的に一部の業種を含まないこととなる根拠(該当する場合のみ記載)		
該当無し。		

注1) 各項目について分かりやすく記載して下さい。

注2) 記載欄のスペースについては適宜調整し、原則として、1枚に収めてください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 県産材100%住宅『よこての森を育む家』	(対象地域) 秋田県全域
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 『よこての森を育む家』普及推進協議会	(結成年月) 平成24年5月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 秋田スギ	(産地) 秋田県平鹿・雄勝・由利・仙北地域
(認証制度等) 合法木材、乾燥秋田スギ認証製品		
4. 地域型住宅の特徴・具体像		
(1) 地域の気候・風土、歴史、文化、街並み景観等の特徴 (必須)	<p>横手市は、内陸性の気候で夏は高温多湿、冬は寒くて雪が大変多く、県内有数の豪雪地帯として知られ、一部地域は特別豪雪地帯に指定されている。(平成23年の最深積雪は192センチ)</p> <p>市内には、横手盆地東縁断層帯がありますが、今後25年以内に震度5以上の地震が発生する確率は6%となっています。地震発生の可能性は低いが、発生すれば大きな被害が予想される。</p> <p>増田地域の中心部には、古くから商業の集積地として市街地が形成され、現在でも内蔵が多数残り、「くらしっくロード」として街並形成に、また重要伝統的建造物保存地区の選定に取り組んでいる。</p>	
(2) 地域材の特徴、地域材供給の現状 (必須)	<p>主な森林資源はスギ人工林で、市域の54%がスギ等の植林地となっていて、特に山内地域では、地域の90%がスギ等の植林地となっています。</p> <p>寒冷な気候下で育成したスギは、全体的に目が詰まっていて、比較的高い強度を示す傾向にあり、横架材としても利用可能な物も多い。また、構造用集成材のラミナとしても利用されている。</p> <p>市内にJAS人工乾燥製材認定と、県認証制度の乾燥秋田スギ認証製品生産工場認定を両方持つ製材会社が1社、後記のみの製材会社が1社が操業しており、両社とも当協議会に所属</p>	
(3) 上記を踏まえた地域型住宅の特徴、具体像等 (必須)	<p>品質の明確な秋田県産材を100%使用し、且つ横手市産材の比率を高めた、地域の「森」と「人」にやさしく、そして地域産業を元気にする家</p> <p>地震と豪雪に耐え、雪国の住環境改善を追求し続け、住む人に安全安心を与えられる家</p> <p>次世代省エネ基準を満たした寒冷地型住宅</p>	
5. 地域型住宅の生産に関する共通ルール		
		個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
(1) 地域型住宅の規格・仕様に関する共通ルール (必須)	<p>冬期の寒さを考慮し、断熱地域区分Ⅱ地域を標準とし、断熱地域区分Ⅰ地域を目標とする。</p> <p>柱は、品質の明確な4寸角以上の秋田県産材を使用する。</p>	<p>第三者機関の検査を受け、それらの発行する証明書を添付。</p> <p>住宅の木拾い表を添付するとともに、認証製品生産工場の出荷証明書を添付。</p>
(2) 地域型住宅に用いる地域材の供給・加工・利用に関する共通ルール (必須)	<p>柱材に乾燥秋田スギ認証製品を100%使用する。(横手市産50%以上を目標)【秋田県産材100%】</p> <p>主要構造材(柱・梁・桁・土台)における地域材使用のルール (必須)</p> <p>主要構造材以外の部材における地域材使用のルール (必須)</p>	<p>住宅の木拾い表、流通時の納入明細、認証製品生産工場の出荷証明書を添付。</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
(3) 地域型住宅の積算に関する共通ルール (任意)	<p>設計図書・見積書の作成及び施工主への提示。</p> <p>材料・工法・設備の共通化を図る。</p>	<p>見積書においては、細部にわたる見積書を作成。</p> <p>設計図及び仕様書の確認。</p>
(4) 地域型住宅で用いる資材(地域材を除く)の調達に関する共通ルール (任意)	<p>共通部材の設定によるコストダウンを図る。</p> <p>複数建物の工法の共有によるコストダウンを図る。</p>	<p>施工要領書及び仕様書の確認。</p> <p>同上</p>
(5) 地域型住宅の施工に関する共通ルール (任意)	<p>地盤に応じた地盤調査を選定し実施する。</p> <p>住宅の施工及び施工主への補助金の受け渡しを確実に遂行する。</p>	<p>地盤調査証明書を添付。</p> <p>協議会において確認。</p>
(6) 地域型住宅の維持管理に関する共通ルール (必須)	<p>引渡後30年後まで維持管理計画書の策定と点検の実施する。</p> <p>住宅施工会社と協議会において住宅履歴情報の管理を実施する。</p>	<p>維持管理計画書を添付。</p> <p>管理する住宅履歴情報の写しを添付。</p>
(7) 地域型住宅に関するその他の共通ルール (任意)	<p>横手市の景観計画等に適合するように努める。</p>	<p>協議会において確認。</p>

注1) 箇条書きでポイントとなる点を明確に記載してください。

注2) 5の(3),(4),(5),(7)については、各項目の共通ルールを設定した場合に記載してください(その他の欄は必ず記載)。

注3) 5の(2)において、「主要構造材における地域材使用のルール」及び「主要構造材以外の部材における地域材使用のルール」については可能な限り定量的なルールを記載して下さい。

注4) 「個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段」については、定性的な確認手段ではなく、添付資料等により、数値(定量的手法)や有無(○×)で判断が可能なものとします。すなわち、そのような内容で判断ができないものについては、「地域型住宅の生産に関する共通ルール」として設定することはできないこととします。

注5) 行が不足する場合は、適宜追加してください。

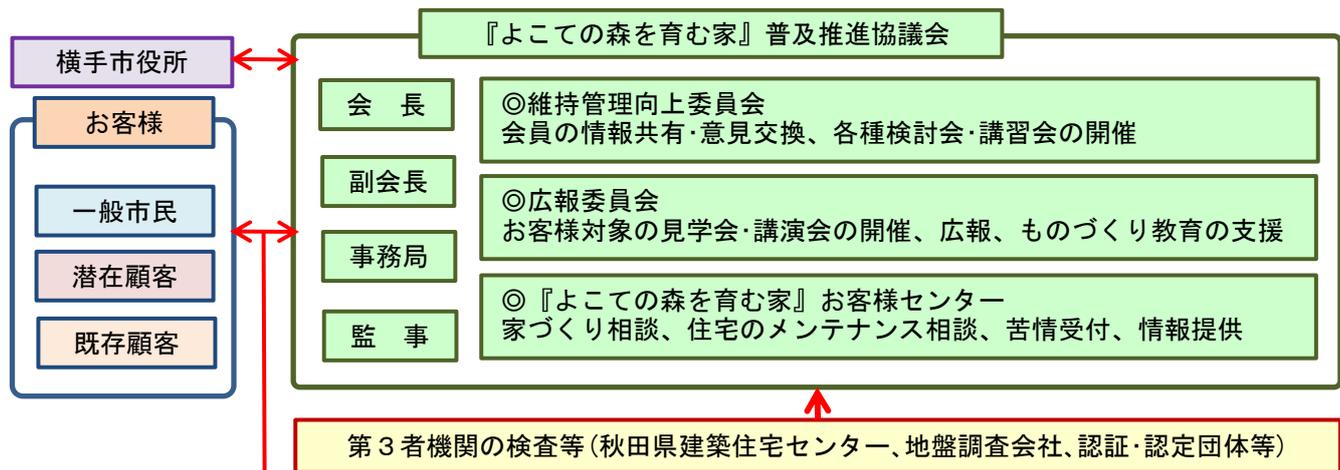
1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 県産材100%住宅『よこての森を育む家』	(地域型住宅供給対象地域) 秋田県全域
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 『よこての森を育む家』普及推進協議会	(結成年月) 平成24年5月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 秋田スギ	(産地) 秋田県平鹿・雄勝・由利・仙北地域
(認証制度等) 合法木材、乾燥秋田スギ認証製品		
4. 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルール等についての説明 (必須)		

**県産材100%住宅『よこての森を育む家』**

**『よこての森を育む家』の特徴**

県産材100%住宅『よこての森を育む家』は、乾燥秋田スギ認証製品と横手市産材をふんだんに使った秋田県産材100%の住宅であり、雪国に安心安全な住環境を提供すると共に、横手市の『森』と『人』を元気にする家で

**『よこての森を育む家』の具体像**



**『よこての森を育む家』共通ルール**

- 県産材の優しさを五感で楽しむ家（秋田県産材100%、うち乾燥秋田スギ認証製品使用率は下記のとおり）
  - 基本性能：①柱材に100%使用。（横手市産50%以上を目標）
  - ②主要構造材（柱・梁・桁・土台）に50%以上使用。（横手市産25%以上を目標）
  - ③下地材・造作材に70%以上使用。（横手市産35%以上を目標）
- 積雪と地震に強い安心安全な家
  - 基本性能：①耐震・耐風等級2以上として、積雪と地震への不安を軽減させる家
- 雪国の暮らしを快適にする家
  - 基本性能：①断熱地域区分のI区分を目標とした、冬暖かく夏涼しい快適な家
  - ②豪雪地域で暮らす住民の声を反映し、降雪による負担軽減を考えた家
- 家庭内での転倒・転落事故防止に配慮したバリアフリーの家
  - 基本性能：①高齢化バリアフリー、家族バリアフリーに対応した優しい家
- 地域密着型で透明性と信頼性が高く、横手市の『森』と『人』を元気にする家
  - 基本性能：①原木供給から住宅着工そして維持管理までを市内の会社が責任を持って担当する家
  - ②地域で育てた横手市産材の使用率を上げ、自然環境や景観の保全に貢献する家
  - ③横手市内の原木供給者・製材事業者・住宅施工会社等の、ものづくりの知恵を結集した家
  - ④地域の雇用拡大と建築施工技術を継承し、ふるさとの人づくりに貢献する家

注1) 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルールについて、図表等を用いてわかりやすく説明してください。  
 注2) 原則として、1枚に収めてください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 県産材100%住宅『よこての森を育む家』	(地域型住宅供給対象地域) 秋田県全域
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 『よこての森を育む家』普及推進協議会	(結成年月) 平成24年5月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 秋田スギ	(産地) 秋田県平鹿・雄勝・由利・仙北地域
		(認証制度等) 合法木材、乾燥秋田スギ認証製品
4. グループ形成のプロセス及び地域型住宅の生産に関する共通ルールの合意形成のプロセス (必須)		
●平成15年2月	「ふるさとの森づくり・家づくり推進協議会」の設立 地域の緑豊かな森を育み、その恩恵を家づくりや地域づくりに活用し、豊かな地域産業と人材育成に貢献することを目的として設立 会員構成：秋田県平鹿地域の森林所有者、製材工場、建築士、大工・工務店計30社	
●平成19年6月	「横手・木の家づくり協議会」に改組 川上から川下まで連携した形で、地場産材を有効活用した住宅を将来に渡って安定的に供給できる体制を整備することにより、森林・林業を含めた地域経済の活性化に繋がっていくことを目的とする。 会員構成：横手市内の森林組合、製材工場、設計事務所、工務店計20社	
●平成24年2月	上記協議会役員会において「地域型住宅ブランド化事業」について協議 秋田県・横手市の双方から助成金を受けている点や認証材の生産や使用に消極的な会員もいるため、別の組織を作り発足する事となる。 設立準備については副会長の三又建設(株)と理事の横手市森林組合で進め、関係資料を収集し、会員以外の市内の事業者にも「地域型住宅ブランド化事業」について説明し参加を打診することで決定。	
●平成24年3月5日	市内の建築設計事務所、住宅施工会社に対する訪問説明を開始。	
●平成24年3月30日	新協議会への参加意向者に再度確認、発足時の原木供給、製材、建材流通、設計、施工のグループ構成員が確定。	
●平成24年4月9日	第1回検討会 当協議会で取り組む地域型住宅についての検討会を開催 ・「地域型住宅」の具体像と共通ルールについて ・秋田県産材と横手市産材の使用率について ・プレカット構成員の選定、事務局の役割について ・会則及び運営ルール、経費負担、今後のスケジュールについて	
●平成24年4月26日	第2回検討会 詳細な応募様式の公表に伴う書類作成の打ち合わせ ・事務局を三又建設(株)に決定する ・構成員代表者会議の開催についての打ち合わせ	
●平成24年5月8日	第3回検討会及び構成員代表者会議(兼設立総会) 協議会としての今後の活動方針と地域型住宅の共通ルールについての協議 ・今年度の役員を選任し、代表者を三又建設(株)とする ・活動方針と共通ルール及び今後のスケジュールの事務局案について	
●平成24年5月21日	第4回検討会 ・共通ルールの細部についての検討	
●平成24年6月4日	第5回検討会 ・申請書類の最終確認	
5. 環境未来都市等、地域におけるプロジェクトや行政上の計画等に関連する場合、それらにおける本申請内容の具体的な位置づけ等(該当する場合のみ記載)		
横手市総合計画後期基本計画の中の、「豊かな森林資源の整備と活用促進」の施策の進め方において、林業者、森林組合、製材業者が企業間の連携を進め、加工流通の合理化及びブランド化等を図り、地域材の地産地消を住民及び建築主に浸透を図るという主旨に、『よこての森を育む家』普及推進協議会の取り組みが合致するものである。(別添資料参照) また、横手市木材利用促進基本方針における、「木材利用そのものの効果」「森林整備、地域経済・雇用の面での効果」にも本協議会の取り組みが合致している。(別添資料参照)		

注1) 各項目について分かりやすく記載して下さい。

注2) 記載欄のスペースについては適宜調整し、原則として、1枚に収めてください。

注3) 記載内容の詳細が分かる資料があれば、適宜添付してください。



1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 県産材100%住宅『よこての森を育む家』		(地域型住宅供給対象地域) 秋田県全域				
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 『よこての森を育む家』普及推進協議会		(結成年月) 平成24年5月				
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 秋田スギ	(産地) 秋田県平鹿・雄勝・由利・仙北地域	(認証制度等) 合法木材、乾燥秋田スギ認証製品				
4. 地域型住宅の生産体制による具体的取組及び役割分担についての説明 (必須)							
具体的取組	対象者		潜在顧客 一般市民 広報活動	既存顧客			
	会員	横手市		構想～ 設計	設計～ 契約	着工～ 完成	完成～ 入居
(1) 地域型住宅の信頼性を確保するための具体的取組 (必須)	技術等の意見交換会や講習会、情報の共有化			サポート窓口を開設し家づくり相談実施			
	市産材の高使用率住宅に対する新たな認証制度の検討会						
(2) 地域型住宅の適切な維持管理のための具体的取組 (必須)	維持管理及び点検方法の独自基準検討会			第3者機関による審査・検査・定期点検及び維持管理委員会による点検の実施			
維持管理向上委員会を設置	維持管理に関する苦情・要望等の情報共有			サポート窓口を開設し維持管理相談実施			
(3) 地域型住宅の普及を促進するための具体的取組 (必須)	『よこての森を育む家』のパンフレット又はチラシの作成			森林体験事業を開催 伐採～住宅までの見学会開催			
				自然環境や景観保全に関する講演会を開催			
(4) 地域の住宅生産技術の継承に関する具体的取組 (任意)	会員相互の交流の場を活用し、技術継承を実施			手刻み加工の一般公開			
(5) 新しい住宅生産技術の導入に関する具体的取組 (任意)	羽目板のパネル化の開発と降雪時建築の検討			羽目板パネルと降雪時建築のPR活動			
(6) 資源の循環利用に関する具体的取組 (任意)	市民参加の植林活動の積極的な支援						
	建築端材のリサイクルと付加価値を高める協議会認証の森の検討						
(7) 災害時の応急仮設住宅の供給に関する具体的取組 (任意)	市産材を活用した応急仮設住宅のマニュアル検討と供給体制の整備						
(8) 地域型住宅の生産に関する人材育成その他の取組 (任意)	インターンシップへの協力や事業所見学の実施						
	職人の雇用環境改善に向けた検討会の実施						

注1) 地域型住宅の生産体制による具体的取組及び役割分担について、図表等を用いてわかりやすく説明してください。

注2) 原則として、1枚に収めてください。